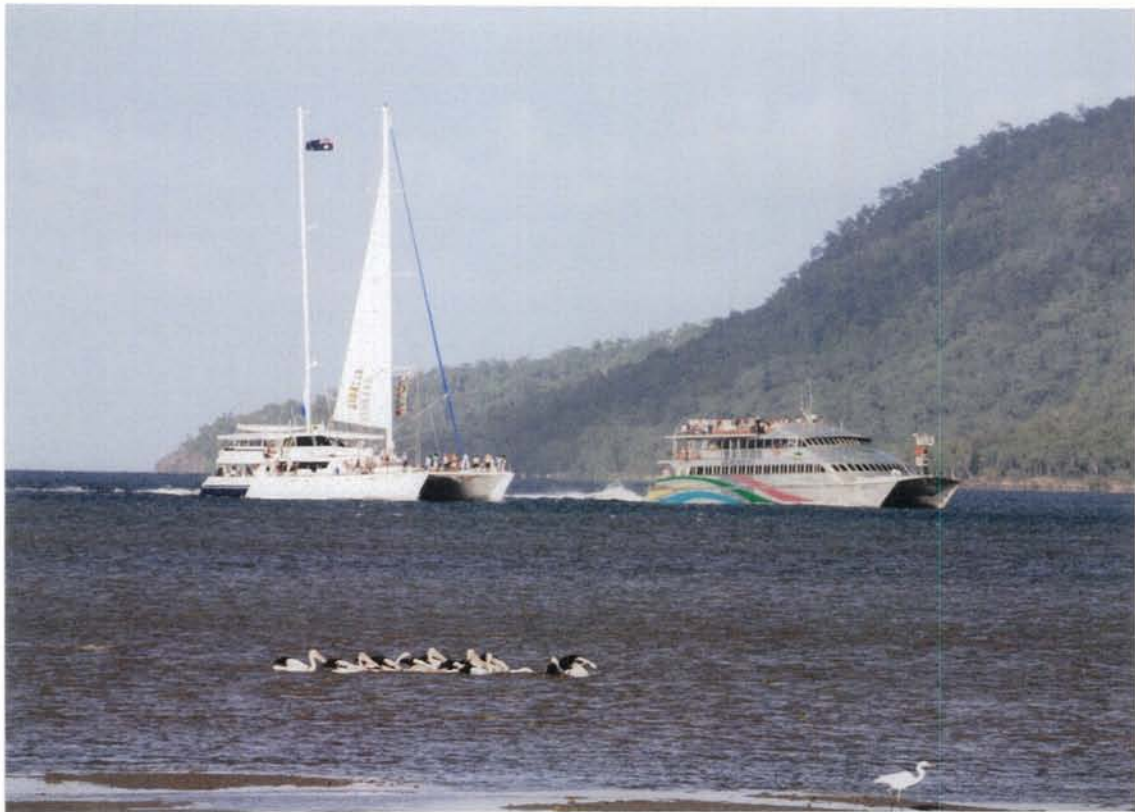


2006. 1

Law Office YODOYABASHI

No.5



ペリカン船隊

〒541-0041

大阪府中央区北浜4丁目1番21号

住友生命淀屋橋ビル6階

TEL 06-6203-7104(代) FAX 06-6229-0936

淀屋橋法律事務所

E-Mail yodo-lawoffice@mvd.biglobe.ne.jp

明けましておめでとうございます

旧年中は大変お世話になりありがとうございました。

当事務所は新しいスタッフを迎えて今後とも皆様のニーズに迅速、適切に応えられるよう研鑽に努めますので、かわらぬ御支援を心よりお願い申し上げます。

今年一年が皆様にとってよき年となりますよう祈念いたします。

2006年1月

淀屋橋法律事務所一同



法律事務所からのアドバイス 第4回 CSRって何?



最近横文字ばかりですが、この頃、会社経営について特に目に付くのがこのCSRです。

これは、Corporate Social Responsibilityの頭文字をとったもので、一言で言えば、企業の社会的責任です。数年前までは、コンプライアンス(Compliance、法令遵守)という言葉が花盛りでしたが、今や企業は悪いことをしないというだけでなく、良いことをしなければ、評価されない時代となっているわけです。

企業活動は、その過程において、原材料の調達、工場の稼働、製品の販売・流通、消費において、資源、環境、関係者の労働、生活、人権等、あらゆる場面で多くの関係者(これをマルチステークホルダー(Multi stake holder)といいます)の利害に影響を及ぼします。

CSRは企業活動のこうした認識から求められるものですが、このCSRには、環境、社会、経済の3つの側面があります。

環境はいうまでもなく、汚染の防止、資源の節約、自然環境の保護であり、社会は、人権、福祉、文化等への貢献であり、経済は、健全な事業活動による本業の達成であります。

企業はその事業活動のあらゆる面で、こうしたことに十分配慮し、社会に迷惑をかけるだけでなく、積極的に貢献して社会の良き構成員とならなければ、その持続的発展(Sustainability)はないとされています。

従業員に過大なノルマを課したり、下請けを搾取したり、当事者、消費者を欺いて暴利を得たり、汚染防止を怠ったり、法を潜脱したりするような会社は、いくら利益あげていても永續きはしません。

いいことをして、社会に貢献して、利益を上げる、これこそ企業の理想的な姿でしょう。



(所属弁護士より一言ごあいさつ申し上げます)



山本 寅之助

昨年は弁護士活動60年を迎え、多くの方より暖かい御祝意を賜りました。まことにありがたく厚く御礼申し上げます。今後とも事務所へのご愛顧をくれぐれもよろしくお願い申し上げます。



芝 康司

今年、弁護士生活45年目に入ります。以前と比べ、事柄が広く、かつ深く見えるようになったと感じます。人間年をとっても進化(深化)するものだなど思う反面、若干当時の仕事に忸怩たる思いがします。今年も努力します。



藤井 勲

時代の流れでしょうか、このところ不祥事、クレーム、いやがらせの対応に追いまわされています。背筋を伸ばして、違筋を排し、折り目正しい解決に努めたいと考えます。



山本 彼一郎

今年も一つ一つの事件を誠実に処理し、皆様のニーズにお応えしたいと思います。新戦力も加わった当事務所に御期待下さい。



泉 薫

若手弁護士が増えて事務所にも活気が出てまいりました。しかしながら、弁護士大増員時代の中で勝ち残って行くには、今以上に良質な法的サービスを提供できる体制を整える必要があります。皆様の叱咤激励をお願いします。



阿部 清司

昨年8月に白内障の手術を受け、左目で遠くが見渡せるようになりました。右目は近くも大丈夫です。今年は、目と同様、将来を見渡しながらか複眼的に事案解決の道筋を見極め、事案解決に努めます。



出口 みどり

日本もいよいよ人口減少時代が到来しました。出産・子育ても女性の自己実現の一つとして、仕事、趣味などの他の自己実現方法と両立しうよう、当事務所も取り組んで参りたいと思います。



奥田 直之

本年は、これまで培ってきたことを土台として新たな展開を図るスタートとしたと考えております。



安田 正俊

人生、楽しいことも、難しいことも。事件にもいろいろありますが、「案ずるより産むが易し」をモットーに、様々な問題に体当たりして頑張っていきたいと思えます。



井上 敏志

日々の職務に追われるうちに弁護士登録4年目を迎え、後輩も3人に増えました。今年、先を見据えた知識・経験の習得に励み、飛躍の年にしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。



今井 佐和子

昨年はライブドアのニッポン放送株買収、衆議院総選挙等激動する世相を象徴する出来事が相次ぎました。激変する社会情勢に迅速かつ適格に対応できるように今年も励むつもりです。本年も宜しくお願い致します。



西野 航

早いもので、弁護士となって1年が経過しました。少しでも皆様のお役に立てるよう精進の日々を過ごしております。今後とも御指導御鞭撻のほど宜しくお願いいたします。



山口 崇

弁護士として2年目を迎えました。昨年は、とにかく信頼に応えられる誠実な職務を目指し、励んで参りました。初心は忘れず、さらに広い視野を獲得し、興味の対象を拡大できればと思います。



西川 暢春

今年10月より淀屋橋法律事務所勤務させていただいております。早く皆様に信頼していただける弁護士となるために、日々着実に誠実に仕事をこなしていきたいと思えます。ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

役に立つ法律情報

第4回「新しい保証制度」

お金を借りるときの保証契約は、口約束でもいいのですか？

「保証契約は、一定の要件を備えた書面ですする必要があります」

平成17年の民法改正により、金銭の借入の保証について、新しいルールができています。

1. 保証契約の締結には、書面の作成が必要になりました。

以前は、保証契約が口頭でなされていても、契約自体は有効に成立するとされていましたが、新しい民法では、保証契約や保証契約の変更契約は書面（若しくは電磁的記録）でしなければ、効力が生じないとされています。

そして、契約書が作成されていても保証の限度額（極度額）が記載されていない場合には、包括的な保証契約の効力は無いとされました。

2. 根保証契約の締結には極度額（保証限度額）を定める必要があります。

債務者が金融機関から将来継続的に金銭の借入を受ける場合に、個人の保証人が継続的に不特定の債務について返済を保証する契約のことを「貸金等根保証契約」といいます。

この「貸金等根保証契約」において、「極度額（保証人が支払の責任を負う元本、利息、損害金の合計額の上限の金額）」を定めない場合には、その契約は無効とされます。

3. 根保証契約の保証期間の制限ができました。

「貸金等根保証契約」については、保証期間（これを「元本確定期日」といいます）は次の期間に制限されています。

(1) 元本確定期日を定める場合

元本確定期日を定める場合、その期間は契約締結の日から5年以内の日を定める必要があります。

(2) 元本確定期日を定めない場合

元本確定期日を定めていない場合には、根保証契約の締結の日から3年後の日までになります。

(3) 元本確定期日の変更

契約で一旦定めた元本確定期日を変更する場合も期間は5年が限度となります。

(4) 自動更新契約

根保証契約の締結時から、5年を超える保証期間を確保する趣旨で、自動更新の約定を定めている場合でも、その約定は無効とされます。したがって、保証期間を変更する場合には、常に変更契約を締結する必要があります。

(5) 保証期間経過以外の保証契約終了事由

保証期間中であっても、次の事由が発生した場合、保証人はその時点での債務のみについて責任を負い、その事由が生じた後に行われた融資等については保証責任を負いません。

① 根保証契約の当事者である債権者が、主債務者又は保証人の財産に対し、差押えをしたとき。

② 主債務者又は保証人に対し、破産手続が開始されたとき

③ 主債務者又は保証人が死亡したとき



表紙の写真について

表紙の写真は、芝がこの秋オーストラリアのケアンズで撮りました。艦隊もこのように平和でありたいものです。